

技術委員会・専門委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 本委員会は、部門における研究調査活動の具体的遂行にあたる。

(技術委員会の審議事項)

第2条 技術委員会の審議事項は次の各項とする。

- 1 専門委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する審議 (部門研究調査運営委員会で承認)
- 2 専門委員会委員の選定
- 3 専門委員会相互間の連絡・調整
- 4 研究会及び技術見学会等技術会合の計画および実施
- 5 電気規格調査会との連絡ならびに同調査会からの要求に対する協力 (部門研究調査運営委員会に提案)
- 6 本学会内の他の機関からの要求に対する協力ならびにそれらの機関との協同活動
- 7 他の学会またはその委員会等との協同活動 (部門研究調査運営委員会に提案)
- 8 その他、当該技術分野の発展、専門委員会の活動等に資する事項

(専門委員会の役割)

第3条 技術委員会の下部組織である専門委員会は、それぞれの設置趣意に沿った活動を効果的かつ円滑に遂行する。

(構 成)

第4条 各委員会の構成は次による。

1 技術委員会

委員長	1名
副委員長	必要に応じ1名
第1号委員	原則として20名以内(委員長, 副委員長含む)
第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長
幹事	1～2名(議決には不参加)
幹事補佐	必要に応じ1～2名(議決には不参加)

2 第1種専門委員会

1) 調査専門委員会

委員長	1名
副委員長	必要に応じ1名
委員	委員会が必要と認めた人数
幹事	1～2名
幹事補佐	必要に応じ1～2名

2) 研究専門委員会

協同で設置しようとする相手学協会と協議し、構成する。本会独自で設置しようとする場合は、調査専門委員会に準ずる。

3 第2種専門委員会（協同研究委員会および特別専門委員会）

委員長	1名
副委員長	必要に応じ1名
委員	委員会が必要と認めた人数
幹事	1～2名
幹事補佐	必要に応じ1～2名

(委員の選定)

第5条 各委員会の構成員の選定は次による。

- 1 技術委員会第1号委員は、部門研究調査運営委員会が原則として正員の中から選定し、会長名で委嘱する。委員長・副委員長は、部門研究調査運営委員会が第1号委員または技術委員会構成員経験者の中の正員から選定し、会長名で委嘱する。
- 2 専門委員会の委員長・副委員長・委員は、当該技術委員会が選定し、会長名で委嘱する。ただし、委員長は正員とする。
- 3 技術委員会・調査専門委員会の委員は、細目に定める一定の率以上を正員とする。第2種専門委員会の委員のうち、同一委託企業等からの委員数は、細目に定める数以内とする。
- 4 技術委員会・専門委員会の幹事・幹事補佐は、それぞれ当該委員会の委員長が原則として正員の中から選定し、会長名で委嘱する
- 5 委員選定手続きの詳細は、別に細目に定める。

(任期)

第6条 技術委員会の第1号委員および研究専門委員会の委員の任期は3年とし、3月末に改選する。再任は妨げないが、原則として引き続き2期を超えてはならない。

2. 調査専門委員会および第2種専門委員会の委員長・副委員長・委員・幹事・幹事補佐の任期は、研究調査の終了とともに終わる。

(技術委員会の開催)

第7条 技術委員会の開催は、原則として年4回とする。

2. 過半数の委員から要求がある場合、委員長は委員会を開催しなければならない。
3. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(専門委員会の開催)

第8条 各々の委員会の活動計画に従い、適宜の頻度で開催する。

2. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(技術委員会の運営)

第9条 技術委員会の運営要領は次による。

1. 第1号委員および第2号委員は、同等の責任において「部門共通規程」「研究調査規程」ならびに議決事項の円滑な運営にあたる。
2. 第2号委員は、担当の専門委員会の活動状況・計画を報告する。
3. 幹事は、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。
4. 委任状を含め3分の2以上の出席がなければ議決を行うことができない。
5. 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第10条 各委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。
3. 本運営要綱は平成15年2月6日、調査会議において一部改正。
4. 本運営要綱は平成17年4月14日、研究経営会議において一部改正
5. 本運営要綱は平成17年6月30日、研究経営会議において一部改正
6. 本運営要綱は平成27年2月13日、研究調査会議において一部改正
7. 本運営要綱は令和4年10月21日、研究調査会議において一部改正
8. 本運営要綱は令和5年2月3日、研究調査会議において一部改正